

第34回

糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月10日(金) 午後1時00分から午後4時00分

2. 開催場所 市役所1号会議室

3. 出席委員(17人)

| | | |
|---------|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 内野敏一 |
| 会長職務代理者 | 2番 | 西原芳幸 |
| 委員 | 4番 | 中原誠也 |
| | 5番 | 中園秀輝 |
| | 6番 | 丸山文子 |
| | 7番 | 藤嶋政秀 |
| | 8番 | 成吉隆義 |
| | 9番 | 三苫幹治 |
| | 10番 | 増田耕一郎 |
| | 12番 | 宗孝幸 |
| | 13番 | 三坂勝弥 |
| | 14番 | 松尾幸子 |
| | 15番 | 奥功 |
| | 16番 | 東司時隆 |
| | 17番 | 田中正一 |
| | 18番 | 原田正成 |
| | 19番 | 井上孝治 |

4. 欠席委員(2人)

| | | |
|-----|-----|------|
| 副会長 | 3番 | 平野利延 |
| 委員 | 11番 | 磯部絹代 |

5. 議事日程

議事

| | |
|---------|--|
| 議案第292号 | 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について |
| 議案第293号 | 非農地証明願について |
| 議案第294号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第295号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第296号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第297号 | 農地改良届出について |
| 議案第298号 | 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について |
| 議案第299号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業:利用権設定) |

議案第300号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

議案第301号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について（所有権移転）

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせんてん未届について（報告）
- 2) 農地移動適性化あっせん取下げについて（報告）
- 3) 農地対策委員会B班の報告について
- 4) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表（11月認定分の資料）
- 5) 今後の予定について
- 6) その他

7. 農業委員会事務局職員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事 | 務 | 局 | 長 | 黒 | 岩 | 智 | 樹 |
| 農 | 地 | 係 | 長 | 前 | 村 | 永 | 久 |
| 主 | | | 事 | 赤 | 嶺 | 尚 | 人 |

事務局

西原職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

皆さん、こんにちは。

今年最後の総会となりますが、御出席どうもありがとうございます。

今月の18日で、新型コロナウイルスの発生からちょうど丸2年ということになっております。この2年の間にいろんな大会、また研修会、また勉強会等がほとんど行われておりません。大変な2年間だったと思っております。

そういう中で、この新型コロナが終息したわけではありませんので、改めてオミクロン株ですかね、またウイルスが出て、また広がるんじゃないかという危惧がなされております。

今後とも十分注意しながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ただいまより第34回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、通常総会の開催となっております。

本日は平野委員、磯部委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在17名で、委員の過半数が出席しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言いたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。三苦幹治委員と松尾幸子委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第292号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、1番から読み上げていきます。今回あっせん申出4件ございます。

まず、受付番号1番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号4番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4筆でございます。

なお、こちら受付番号3番、4番につきましては、10月総会で御審議いただきまして、あっせんの議受候補者のほうを御選定いただいておりますが、資料、こちら別冊になりますけれども、資料の143ページにつけておりますけれども、あっせんのてんまつ書が出ておりますので、また改めて議受候補者の選定をしていただくものでございます。

以上4件でございます。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、ただいま説明がありましたあっせん申出についてのあっせん委員を指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、あっせんの候補者をよろしく願いいたします。その他の方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、まず1番、2番を推進委員、報告をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、3番の分を報告をお願いします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、受付番号4番を報告お願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議 長

それでは、事務局のほうより確認の報告をお願いします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議 長

それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の18ページをお願いいたします。

議案第293号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、受付番号1番を推進委員、お願いいたします。

推進委員

議案書の18ページをお願いします。

議案第293号「非農地証明願について」報告します。

11月29日に現地調査を行いました。

受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の24ページの地図をお願いします。現地調査資料の1ページと2ページをお願いします。

すべてで7筆申請がありました。3筆は過去に農地法の転用許可を取得されており、許可どおりに使用されていると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。

1筆については、現地は野菜が植えられていたことから、非農地であるとは認められないという意見でまとまりました。

もう2筆については、20年以上前から進入路として使用されていることが認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。

残り1筆については、一部倉庫が建っていたものの、敷地の大部分が耕作可能な状態であったため、非農地であるとは認められないという意見で

まとめました。以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号2番につきましてお願いいたします。

推進委員

議案書の19ページをお願いします。

11月29日に現地調査を行いました。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の26ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめました。

議 長

続きまして、番号3番をお願いいたします。

推進委員

議案書の19ページをお願いします。

11月29日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の28ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめました。

議 長

ありがとうございました。

それでは、番号4番をお願いします。

推進委員

19ページをお願いします。議案書の19ページをお願いします。

議案第293号「非農地証明願について」報告します。

11月29日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の30ページをお願いします。現地調査の7ページと8ページをお願いいたします。

現地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから非農地であるという意見でまとめられました。以上です。

議長 それでは、5番をお願いいたします。

推進委員 議案書の20ページをお願いします。
受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の32ページをお願いします。現地調査資料、9ページと10ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。

議長 続けて6番もお願いします。

推進委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の34ページをお願いします。現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いします。

現地は20年以上前から水路として利用されていることが認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。以上報告します。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号7番をお願いいたします。

推進委員 議案書の21ページをお願いします。
議案第293号「非農地証明願について」報告します。
11月29日に現地調査を行いました。
受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の36ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いします。

現地はいずれも山林化しており、農地への復元が困難であると認められ

ることから、非農地であるという意見にまとまりました。以上、報告します。

議 長 続きまして8番を報告をお願いします。

農業委員 議案書の21ページをお願いします。
議案第293号「非農地証明願について」報告します。
11月29日に現地調査を行いました。
受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の38ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の15ページと16ページもお願いします。

現地は20年以上前から通路として使用されていることが認められることから、非農地であるとの意見でまとまりました。以上、報告します。

議 長 それでは9番を事務局より報告をお願いいたします。

事務局 議案書の22ページでございます。
受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の40ページに地図をつけておりますので、御覧いただきたいと思っております。あわせて現地調査資料の17ページ、18ページもお願いいたします。

2筆の申請がありましたが、1筆につきましては、一部荒廃が見られてはおりますが、傾斜地辺りにも果樹が植えられており、また平坦な部分もございました。ということから耕作が可能であると認められることから、非農地であるとは認められないという意見でまとまりました。

残り1筆につきましては、山林化しておりますので、農地の復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見で取りまとめを行っております。以上、報告します。

議 長 それでは、番号10番をお願いいたします。

推進委員 受付番号10番。
11月29日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の42ページをお願いします。現地調査資料の19ページと20ページをお願いします。

現地は住宅地区内であり、手狭な三角地で、農地に復元したとしても継続した営農が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。以上です。

議 長

それでは11番を事務局のほうより報告をお願いいたします。

事務局

受付番号11番です。

こちらと同じく11月29日に現地を見に行きました。

受付番号11番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

こちら現地のほうにつきましては、小さな雑木が茂っておりまして、山林化の状態でした。

ただ、この案件につきましては、過去に住宅建築の許可を取っておることもあり、先月の総会で非認定とされていました。

先月の総会のほうでポイントとなった部分が、許可を取っているがというところでしたが、併せて県のほうにも技術指導という部分では許可を取った場合は判断しないことという指導等がございますが、最終的な判断は農業委員会に判断を委ねるというもので、農業委員会のほうが現地の状況を見て判断してよいというもので確認を取っております。

現地の状況としては、1. 2メートルほどの小さな低木でしたが、密集した山林化状態でしたので、改めて確認いたしましても農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見で取りまとめをしております。以上でございます。

議 長

それでは、最後、12番をお願いいたします。

推進委員

受付番号12番。

こちらも11月29日に現地調査を行いました。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の46ページの地図をお願いします。現地調査資料の

23ページと24ページもお願いします。

こちらは先月の総会で継続審議となった土地で、前回調査ではセイタカアワダチソウが茂っている程度であるものの、申請事由である石があることによる営農困難か否かの確認ができませんでした。そのため、今回調査では、申請者及び調査委員による試し掘りを行ったところ、石が多数出てきたことから機械による営農が困難であると認められるため、非農地であるという意見でまとまりました。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告がありました。

非認定ということで、1番の2筆と9番の1筆が非認定ではないかという報告がありました。

それも含めて、質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

最後の件ですけど、これ、前回は試掘はなさらなかったということで、石が入って耕作できる状態ではないということは過去に造成されたということですか。

事務局

現地を見ましたところ、周辺の土地から申請地まで同じ高さで造成されてありました。近くのため池と比較すると、約5メートルぐらい上がった状況で、かなり古い造成だろうと思っております。この辺一帯、過去に造成があったものと考えられます。以上です。

議 長

これにつきましては、従来ならば、この本人さんが農地改良で地上げして、それだけ石が含まれておるという場合でしたら非認定相当とはいたしません。ただ、この土地が相続やったろう、事務局。

事務局

そうですね、はい。

議 長

そういった形で、自分では農地改良はしていないということですが、自分でしていなかったら、許可相当で持っているかというふうで判断しております。

事務局

たしか時効取得で昨年に取得された記憶があります。時効取得ということで、時効取得できる理由が認められたというものでございますけれども、恐らく20年以上前からという要件とか、法務局のほうで時効取得というものでございました。

通常、農地の場合は、3条許可を得た場合とかが法務局で登記ができるものでございますが、農地法を介さずに、そういう時効取得につきまして

は状況が認められたというところで登記が可能という事由でございますので、農地の取得経過としてはそういう経過のようでございます。

議長

ほかに何か質問、意見がありましたらお願いします。

農業委員

時効取得という聞き慣れん言葉が聞いたけん、登記簿の確認を待っておく間、その説明をしてください。

事務局

すみません、時効取得ということで、農地を取得する際に、5条とかは転用ですけれども、3条以外は法務局でも認めていないと、これ以外で農地法の許可を得ずにできる場合は、いわゆる相続であるとか、調停によって、裁判所によってという部分がございます。

時効取得とは、一般的にいいますと、平穩かつ公然に使用しておったという状況が認められた場合、いわゆる元から所有する権利を有しているという主張が認められたことが主な要因でございます。ほかに代物弁済とかという部分もあったりはするんですけれども、どういう状況でこの理由で登記できたかが今のような状況だったのか、ちょっとそこまで法務局のほうで確認しておりません。

ただいま手元の全部事項証明を確認しますと、一度平成26年に娘さんのほうが相続しております。その後、令和元年に今の申請人が所有しておりますんですけれども、こちら登記の情報をそのまま言いますと、原因日としましては平成元年の5月7日を起因として時効取得という記載がございます。

こちら、相続のほうを見てもみますと、娘さんが相続を受けるのが平成26年の10月が原因日でございますので、まず、元の所有者の方が御健在であったころの話だろうと思うんですね。この時効取得につきましては申立てをして、その申立てが認められた理由が時効取得という内容での登記ということになりますけれども、こちら、かなり古い造成でございましたので、今回の申請人が所有してこういう状態にしたという部分は考えにくいものかなと思っております。以上でございます。

議長

それでは、何かほかに質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら採決に移ります。

まず、非認定ということで上がっております1番の2筆、それと番号9番の1筆、これが非認定相当だということで、この3筆を非認定と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。
それでは、あとの、この3筆以外の方で認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の49ページをお願いいたします。
議案第294号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、50ページの1番から報告をお願いします。

農業委員

議案第294号。
番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、2番をお願いします。

農業委員

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、番号3番をお願いします。

農業委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、番号4番をお願いします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、5番、6番をお願いします。

農業委員

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

それでは、番号7番につきましてお願いします。

農業委員

49ページに戻ってください。

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

ありがとうございました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら、採決の前に審査表の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、こちらに記載しております7つの項目を判断材料として御審議いただくこととなりますけれども、この7つの項目のうち、1つでも「はい」という部分がつきますと、審査基準上は許可できないとなりますが、今回7件全ての案件につきまして「いいえ」に該当しております。よりまして、書類審査上の判断では許可相当であると言えるものでございます。以上でございます。

議 長

それでは、採決に移ります。

第3条についての申請について、許可と判断される方の挙手をお願いい

たします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

それでは、会議を始めまして1時間過ぎております。ここで少し休憩に入ります。2時20分から始めたいと思います。25分から始めたいと思います。

(休 憩)

議 長

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第295号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、ただいまより第2調査部会長より説明をお願いします。

調査部会長

それでは、第4条の許可申請を提案したいと思います。

議案第295号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。

議案書の55ページを開いてください。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の56ページの地図を見てください。別冊の現地調査資料の25ページと26ページも併せてお願いします。

貸駐車場ということでの申請となっています。農地区分は第3種農地で問題ありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見が出ていませんし、また、申請地周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。以上、報告します。

議 長

ただいま4条申請について説明がありました。

何か質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表の説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、53ページに記載しております一般基準と55ページに記載しております立地基準によって判断いたしますけれども、まず53ページの一般基準につきましては、「適当」であるとか「該当する項目がない」、資金計画等必要最小限の面積というところで問題はございません。

55ページにあります立地基準でございますけれども、こちら第3種農地でございます。第3種農地は原則許可できるというものでございますので、問題がございません。立地基準、一般基準、書類上の判断では相当と言える内容でございます。以上でございます。

議 長

それでは採決に移ります。

農地法第4条につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の61ページをお願いいたします。

議案第296号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、引き続き部会長のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

農地法第5条の許可申請を提案します。

議案第296号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の68ページの地図を見てください。別冊の現地調査説明資料の27ページと28ページもお願いします。

先月の総会で継続審議となった案件です。先月の申請は、建築物の建て替え工事に建築物(研修施設)の駐車場として使用する計画だったため、都市計画法との調整見込みがありませんでした。今回、申請人が建設業務を行っており、建築資材の置場ということで申請の目的が変わっています。農地区分は第2種農地ではありますが、ほかに転用の代替地がありませんので、問題はありません。

第2調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見も出ていませんし、金属製品やコンクリート製品の置場も配置されており、また周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の72ページの地図を見てください。別冊の現地調査説明資料の29ページと30ページもお願いします。

農地区分は農用地区域内の農地ですが、農地改良に伴う一時的な転用行為のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

調査部会としては、関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の77ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の31ページ、32ページも併せてお願いします。

今年の5月21日に農振除外となった案件です。農地区分は第3種農地と第1種農地となっていますが、集落に接続した宅地造成のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

第2調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺農地への影響がない計画であることから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の85ページの地図を見てください。別冊現地調査説明資料の3

3ページと34ページも併せてお願いします。

これも今年の5月21日に農振除外となった案件です。農地区分は第1種農地ではありますが、特別の立地条件を必要とする施設であるため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の92ページの地図を見てください。あわせて別冊の現地調査説明資料の35ページと36ページをお願いします。

農地区分は第1種農地ですが、集落到住する者の業務上必要な施設のため、不許可の例外に該当し、問題ありません。

調査部会としては、文化課への届出はされており、他の関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しております。

番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の97ページの地図を見てください。別冊の現地調査説明資料の37ページと38ページも併せて見てください。

農地区分は第3種農地であり問題ありません。

調査部会としては、文化課への届けはされており、他の関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の101ページの地図をお願いします。別冊の現地調査説明資料の39ページと40ページも併せて見てください。

農地区分は第3種農地で問題ありません。

調査部会としては、都市計画法の開発許可が必要な案件で、関係各課との協議が調いますし、周辺の農地への影響がないことから許可相当と判断しております。

続きまして、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の108ページの地図を見てください。別冊の現地調査説明資料の41ページと42ページも併せてお願いします。

農地区分は第3種農地で問題ありません。

第2調査部会としては、特に関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の113ページの地図を見てください。別冊の現地調査説明資料の43ページと44ページも併せてお願いします。

農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

調査部会としては、文化課への届出はなされており、他の関係各課から支障となる意見も出ていませんし、周辺農地への影響がないことから許可相当と判断しています。

続きまして、受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の122ページの地図をお願いします。別冊現地調査説明資料の45ページと46ページも併せてお願いします。

今年の5月の総会で継続審議として、その後申請が取り下げられた案件です。今回の申請人が経営するガソリンスタンドの駐車場とフラダンスのイベント会場の使用目的で申請されています。前回と違い、地元説明が行われたようで、行政区長も水利承諾書に記載されていましたし、周辺農地からの開催承諾書が添付されていました。農地区分は第1種農地でもありますが、集落に接続して設置される、周辺に居住する者の業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当し、問題ありません。

調査部会としては、関係各課から特に支障となる意見が出ていませんし、周辺の農地への影響がないことから許可相当はやむを得ないと判断いたしております。

続きまして、受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の127ページの地図を見てください。別冊の現地調査説明資料の47ページと48ページも併せて御覧ください。

こちらも今年の5月21日に農振除外となった案件です。農地区分は第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないため問題ありません。

第2調査部会としては、現地調査時に断面図の位置が示されておらず、書類に不備があることや、関係各課の協議が調っていない計画となっていることから継続審議であると判断しています。

開発審査会の関係などは、事務局から補足説明をお願いします。以上、報告します。

事務局

こちら、今回案件としましては開発許可が必要な案件につきましては、開発審査会が今、日程調整だということで聞いております。ただ、今回申請受付するに当たりまして、水利承諾が無条件承諾で添付されております。今回、計画の中で申請地中央部分の水路の用途廃止であるとか、申請地南側付近の、南側の農業用水路、同じく東西に流れている水路、南北に流れている水路の一部をボックスカルバート、いわゆる暗渠にするという内容で上がっておりますけれども、申請人に確認しますと、そういう条件を込みで水利承諾は得ておりますというところでした。暗渠につきましては、点検口をつけるということで清掃に支障がないということを書いてあったという部分は聞いております。

こちら、開発審査会につきましては、市の都市計画課のほうに聞きますと、事前に関係課協議が調った図面を持ってきてもらわないと、初見の計画図ですと審査会が開けないという部分を言っておりました。現在、この計画図面のほうが、関係課が初見なのかと、これで初見でなければ審査会の予定が開かれるというものでございました。現在のところ、年内には開発審査会が開ける予定だということで市の担当のほうも言っておる状況でございます。

また、開発審査会になりますと、恐らく地元協議が調った内容での図面とはなってくるかと思うんですけれども、今回、用途廃止の協議が調っていないという意見も出ておりますので、図面等ちょっと怪しい部分はあるんですけれども、都市計画課のほうは年内には開かれますということは言っております。

あとは、最終的に開発審査会が終わった後、地元協議と関係課協議が調いますと開発審査会ということになりますけれども、協議を行う中で図面が変わってくる可能性もあるというものでございます。

以上です。

ただいま5条に関する説明がありました。

これにつきまして、質問、意見ありましたらお願いします。

議長

農業委員

1番のこちらの土地ですけど、建築資材置場ということですけど、2反からある面積ですから、どういった資材を置くかというのが分かっていれば教えてください。

事務局

こちら、計画図のほうも記載しているんですけども、71ページに配置のほう載せておりますけど、建築資材ということで、71ページの左上の部分が足場台を置く、その足場台の横に木材等の資材やパイプ等の金属製品を置くというところで、その下の段が木材という部分で置くというところですよ。また、コンクリート製品置場も設けたいという計画でございます。以上です。

議長

ほかに何か御意見ありましたら。

農業委員

開発については1万平米以内ということを知ったような気がするんですが、農用地と除外地で違うものか、面積制限があるのか、ちょっとお尋ねします。

事務局

恐らく1ヘクタールの関係でいきますと、都市計画区域外の開発や地区計画かなと思うんですね。この場合、1ヘクタール以内というよりは、1ヘクタールを超える場合、又は1ヘクタール程度になるかと思えます。開発許可という部分につきましては、線引き都市計画を施行しまして、市街化調整区域と市街化区域に分かれておるんですけども、市街化調整区域につきましては、原則建物の敷地等を含めて建築物ができないよという制限を設けておりますけれども、ただ建築できないと言いながらも該当する項目があれば許可ができるという制度でもございます。この中で市街化調整区域の部分については100平米であったとしても建築制限をかけておるところですから、特別な理由による建物をする場合は開発許可が要ということで、1ヘクタールというよりは、500平米でも100平米でもということでございます。建築物という場合で一般の方のということでございます。

農業用施設につきましては、調整区域におきましても開発許可は不要となっております。農業用倉庫であるとか、農家住宅も農業用施設と見るようです。ただ、線引き都市計画をやっていない二丈区域だけは、3,000平米以上を超える建築並びに建築物の敷地となった場合は開発許可が必要という定義がございます。

よく地区計画を張るときには、駅からある程度の圏内、1ヘクタールの区画があれば地区計画が張れる、いわゆる将来的に地区計画が張れば、その区域内は開発ができるという内容になるかと思えます。

ちょっと話がそれたかと思いますが、面積の基準という部分について

は、1ヘクタールを超える超えないという部分は基本ないものではございます。以上でございます。

議長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

今回は、1件は継続審議ということで出ております。また、4番につきましては、現在は除外地になってはいますが、この土地は甲種農地だったということで、自分は甲種農地は何もできないものかと思っておりましたが、流通業務であるとか休憩所、または給油所辺りはしてもいいというふうな何か定めがあるというふうなので、ちょっと事務局のほうよりその辺をちょっと詳しく説明をしていただけたらと思います。

事務局

農地転用の農地区分の原則できないという部分がございます。

今、議長のほうがおっしゃいました農地区分によって転用が厳しい部分ということで、甲種農地があり、次に第1種農地、2種、3種ということで区分されるわけでございますけれども、甲種農地の定義につきましては、第1種農地と一部はかぶっておるんですけれども、10ヘクタール以上の農地の広がりがある、農地の一団となる一角の農地につきましては、市街化調整区域の場合、甲種か1種か判定すると。

甲種と1種の許可基準の違いなんですけれども、今議長がおっしゃったように、よく第1種農地の不許可の例外で、集落に接続して設ける住宅等につきましては該当してきます。これは第1種も甲種も該当してくるんですけれども、少し違うのが500平米以内に限るとというのが甲種の制限でございます。第1種、甲種、同様にある許可基準としましては、流通業務施設、もしくは休憩所、修理工場といった部分につきましては特別な立地条件が求められておまして、その特別な立地条件というのが国道に設置している、もしくは一般県道に設置して敷地がひっついておれば、面積の制限なく許可、一般基準的にもありますけれども、許可の必要な面積であれば例外的に許可ができるというものでございます。

また、甲種農地であったとしても、敷地の拡張、既存する工場とか、そういう敷地の拡張につきましては、2分の1の面積を超えない場合は、甲種農地であったとしても例外的に許可ができるというものでございます。

ただ、甲種農地と第1種農地で、そういう制限はかぶっておたりするんですけれども、明らかに違う部分というのがございまして、公益性が高い事業で土地収用法3条に該当する保育施設であるとかいう部分は1種は可能がありますけれども、甲種農地につきましては、そういう例外規定がない、いわゆる甲種農地の中には保育所は建築できないというところだけ

です。やはり甲種といえど、農地法上的にも個人の部分をそこまで制限できないというものがあるものかと思います。集落接続、流通業務施設の国道、県道沿いの部分につきましては一緒にございます。

また、甲種と1種の大きな違いとしましては、第1種農地と判定した場合、周辺に駅があるとか、市役所があるとかという部分につきましては、第1種農地であったとしても駅から近い、市役所から近い、上下水道管にひっついておるといところをいけば第3種農地に落ちますけれども、甲種農地はそういう基準も制限しておりますので、やはり甲種農地の場合は転用許可が原則できないという考えもあるのかなと思っております。ちょっと長くなりましたが、できるものとできないものがありますけど、今回の申請は立地基準の許可要件を満たしています。以上です。

議長

ありがとうございました。
何か質問、意見ありましたら。

農業委員

10番の駐車場及びイベント会場ということでの件なんですけれども、125ページの地図を見させてもらったら、この車の駐車場で30台以上止められるようになってるんですけれども、イベント会場だから毎日のことじゃないんでしょうけど、見ていたら駐車場の入り口というのがどの辺なのか教えてもらえたら。車の出入口ですね。

事務局

こちらの申請地の入り口としましては、122ページに位置図のほうがあるんですけれども、バス停の横に、今これ県道沿いから入れるんですけど、まず2方向から入りが可能となっております。県道から公道のような大きな敷地に空いているところがありますので、まずこのバス停の絵が描いているすぐ横の道から入っていく方法と、この入り口を過ぎますとガソリンスタンドがあります。ガソリンスタンドの横に入る道がございますので、2方向から出入りとなりますということで、駐車場としては、イベントとして30台程度は必要だということで、周辺の方7名が一番影響してくる方なんですけれども、イベントの開催の承諾、観客等の自動車台数は30台程度と聞いておるけれども、そういうイベント会場、自動車の混雑の説明も受けておるので、開催することには承諾するという内容の承諾書がついておるとい内容でございます。

確かに申請地の前面につきましては、離合するのに幅がちょっと狭いのかなというところではあります。この分の混雑という部分については、この申請地周辺の方は、イベント開催については混雑をするものという部分は認識といたしますか、承諾はしておるところです。

また、水利承諾も見えますと、行政区長さんのほうも水利委員と承諾しておるといことで、やはり以前とは違いまして、地元へのこういう車

の渋滞といいますか、混雑の仕方、イベントの騒音に対する説明が終わった上での申請になったのかなと思っております。以上でございます。

農業委員

地域の方は全て納得されている上での許可申請という形になるんですか。

議長

そうです、周りの周辺の住民の方も印鑑をもらっております。ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長

なかったら、5条に関しましての審査表の説明をお願いします。

事務局

それでは、こちら農地法5条許可申請につきましても、53ページ以降に記載しております一般基準、また61ページから記載しております立地基準によって書類審査上の判断を行うわけでございます。

それでは、こちら53ページの一般基準でございますけれども、こちら各項目につきまして資金計画が「適当」であるとか、許認可のほうも該当する部分は「見込みがある」という意見でございます。こちら宅地の造成につきましては地区計画が張っておるところであるとか、農地改良申請が1件ございましたが、こちらのほうも作付計画が出ており、この部分で計画が認められると、妥当であるということも立ちますので、53ページから54ページにかけての一般基準につきましては相当と言えるものではないかと思っております。

次に、61ページからでございますけれども、立地基準でございますが、1番につきましては、農地の広がりがない農地ということで、第2種農地で代替地がない場合につきましては立地基準上許可は可能ということでございます。

2番につきましては、こちらは農振農用地であります。一時転用による不許可の例外に該当してきますのでクリアすると。

62ページの3番でございますが、こちら立地基準としましては、上下水道管が入っている道路に接続している場所がありましたので、1種、3種というのがございますが、一番厳しめの第1種農地の許可基準を取ってみましても、集落に接続する住宅の建築という部分というところで基準は該当してくるというものでございます。

4番につきましては、こちら第1種農地ではございますけれども、県道に設置する土地について、流通業務施設、休憩所、今回は休憩所でございますが、こちらの例外事項に該当してくるものでございますからクリアする。

5番につきましても、こちら第1種農地でございますけれども、この申請地のすぐ南側に敷地を持っておりまして、現在お酒の生産を始めておるといふ状況もございますので、集落に接続する、集落に居住する者の業務上必要な施設という言い方が可能でございますので、こちらクリアするものと。

6番につきましては、駅から300メートル以内ということで、第3種農地で原則許可できる区分でございますのでクリアする。

次の64ページの7番でございますけれども、こちらは市役所から300メートル以内ということで第3種農地に該当しますので原則許可ができるものでございます。

8番につきましては、都市計画法上の用途地域の指定区域内でございますので第3種農地、第3種農地は原則許可できるということで該当と。

9番につきましては、駅から500メートル以内の場所になりますので、ほかに転用の代替地がない場合ということで該当してくるものでございます。

10番につきましても、第1種農地の判定ではございますが、申請の方が、すぐ隣に居住がありまして、こちらの方の日常生活上、また業務上必要な施設というところに該当してくるので、こちらクリアするものと考えております。

最後の66ページの11番の分でございますが、こちら立地基準上の話だけをしますと、駅から500メートル圏内にありますので、代替地がない、こちら地区計画も農振除外のところに入っておりますので、そういう条件から見ますと、地区計画も張られており、該当するものという基準上の判断でございます。

以上、11件でございますが、書類審査上につきましては、11番につきましてもどう判断するか、確かに調べていない部分がありますので、今結論を出すかどうかという部分につきましてはありますが、一般基準、立地基準上はクリアするものではないかと思っております。以上です。

議長

それでは、採決に移ります。

まず、1番から10番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

それでは、11番につきましては、まだ協議が調べていないとか、まだ断面図とかがきれいにできていないといった書類の不備もあります。そういった点で継続審議としたいと思っておりますが、継続審議と思われる方の挙手

| | |
|-------|---|
| | をお願いいたします。 |
| | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員です。 |
| 議 長 | それでは、次の審議に移ります。 |
| 事務局 | 議案書の134ページをお願いいたします。 議案第297号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。 なお、審議の後、監督委員の指名もお願いいたします。 |
| 議 長 | それでは、部会長のほうより報告をお願いいたします。 |
| 調査部会長 | 議案第297号「農地改良届出について」。 届出番号1番。 |
| | 【議案書に基づき読み上げて報告】 |
| | それでは、議案書の135ページの地図をお願いいたします。別冊の現地調査資料の49ページと50ページも併せてお願いいたします。 この申請は、11月総会で継続審議としておりました案件です。 調査部会としては、継続審議としておりました排水計画が、南側の宅地の排水承諾書が添付されていること、また、作物の作付に必要な改良行為であり、受理相当と判断しております。以上です。 |
| 議 長 | ただいま農地改良につきまして説明がありました。 何か質問、意見ありましたらお願いいたします。 |
| | (質問、意見なし) |
| 議 長 | それでは、採決に移ります。 受理相当と思われる方の挙手をお願いいたします。 |
| | (全員挙手) |
| 議 長 | 全員です。 |

監督委員は地元委員、お願いいたします。

議 長

それでは、次の審議に入ります。

事務局

議案書の138ページをお願いいたします。

議案第298号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

こちら、資料は別冊となっております。

それでは、内容のほうは担当のほう見えております。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、農業振興課のほうより御説明をお願いいたします。

農業振興課

それでは、11月18日に糸島市農業振興地域整備促進協議会にて協議を行いました農振整備計画変更のうち、除外の4つの案件について、農業委員会の皆様に御意見をお伺いさせていただきたいと思っております。

議案第298号の別紙資料を御覧ください。

糸島市農業振興地域整備計画の変更についてになります。

1ページに所在地、現在の用途区分、面積などを整理番号順に掲載しております。

2ページは土地所有者、転用者の氏名などを掲載しております。

整理番号1は、資材置場整備を目的とした申請、整理番号2は、資材置場整備を目的とした申請です。整理番号4は、資材置場整備と山林とするための申請、整備番号5は、分家住宅建設を目的とした申請になります。整理番号3については、空き番とさせていただきます。

それでは、個別の内容について、整理番号1から御説明させていただきます。

資料は3ページから7ページまでです。

本件は、計画区域面積1万4,367平米、そのうち農振農用地の面積1万2,265平米、資材置場を整備するという案件になります。

4ページにA3用紙で計画平面図、これでどういった資材を置くのかを記載しております。5ページに雨水排水計画図、6ページに位置図及び航空写真、7ページに農業振興地域の土地利用計画図と現況写真を添付しております。

この7ページ上段の農振土地利用計画図のうち、3筆につきましては山林化しているということで非農地証明が発行されている箇所になります。

残りの3筆につきましては、もともと地目が山林の箇所になります。そ

のため、今回の申出地全て地目は山林になります。耕作もされておられません。

地元区長などから集中豪雨等への対応について御意見があり、複数か所に溜槽を設置する計画となっております。また盛土などは行わず、地面は土のままであり、雨水等はこれまでと同様自然透過を見込んでおります。地目が山林ということもあり、農振農用地として確保が必要な土地ではないと考えております。

続きまして、整理番号2番、当該地に真砂土などの資材置場を計画しているものになります。

8ページに要件別の検討事項を、9ページに計画平面図、10ページからは位置図等を添付しております。

この当該地につきましても非農地証明が発行されており、耕作はされておられません。

10ページ、11ページを御覧いただきますとおり、この周辺のバイパス整備に伴い取り残されたと考えられる農振農用地で、集団化などに支障を及ぼすことはないと考えております。

車両等の出入りはバイパスから行うため、前面がバイパスの高さに合わせるように盛土を行い、傾斜となる北東部分については周辺に合わせて整備する計画となっております。

続きまして、整理番号4、資材置場を設置する計画です。また、こちらでも2筆は山林化しているということで、ここも非農地証明が発行されており、併せて農振除外の申出があつております。この箇所につきましても、農振農用地として確保が必要な場所ではなく、今後は山林として対応していくということで、農振農用地からの除外を考えております。

また、資材置場とする箇所につきましても、現在耕作はしておりません。雨水等につきましても、地面はそのままであるため自然透過が見込まれるほか、13ページの図面のとおり、南側に側溝を設置して既設のU字側溝へつなぐ計画で、周辺の農業用排水路等に影響を与えるおそれもないと考えております。

15ページ上段の農振土地利用計画図を御覧いただきますとおり、赤枠で囲った3筆のうち、2筆は非農地証明が発行されておる箇所、残り1筆は周辺が白地で囲まれておるということで、周辺農地の集団化などにも支障はないと考えております。

最後に、整理番号5番、分家住宅を建設する計画です。

面積は1,519平米のうち306平米を住宅用地として利用するため、農用地からの除外を希望してあります。

17ページに計画図を掲載しておりますが、過大な計画ではなく、必要性、実現性ともに高いと考えております。

19ページ上段の農振土地利用計画図を御覧いただきますと、赤枠実線

の中の点線部分で囲った箇所が今回申出のあった箇所となります。北側が農振白地に接しており、周辺農地への影響は少ないと考えております。また、この箇所は圃場整備を実施した箇所ではありますが、昭和59年に終了し、工事完了から8年以上経過しております。また、土地改良区に御意見をお伺いしましたところ、この箇所は現況が田と畑に分かれており、この畑の部分につきましては、既に土地改良区の区域外として支障ない旨の回答をいただいております。

以上、今回申出のありました4件の農振除外の概要説明とさせていただきます。

議 長 それでは、ただいま説明がありました。
 何か質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員 ちょっと基本的なことですけれども、農振農用地と山林というのが書いてありますけれども、1ページに用途区分は農振農用地と、現状は山林ということですか。現状、農振農用地の関係はどういうふうになりますか。

農業振興課 現場のほうにつきましては、もう山林化しているのは既に、木の伐採はしているんですけれども、どういう作物が植わっていたというところは、もう山林化してしまいましたので不明な状況でございました。
 ただ、以前、恐らく樹園地か何かで処理をした関係で、農振農用地に含んでいたというふうには推測はしております。

議 長 現状ではもう山林化していますけれども、その名目上といいますか、それは農振農用地だというふうになっておったということです。それで、今度その除外をすると、農振農用地を除外して山林にしたり、資材置場にするとということですね。

農業委員 ここは、大体ミカン園ということで農振農用地というふうになってはいますけど、今の地目は山林になっていますけど、これは非農地証明がこの頃出たばかりのということは、樹園地とかだったような。

議 長 ほかに何か質問、意見ありますか。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
 農業振興課のほうより説明がありました。異議なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の139ページをお願いいたします。

議案第299号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業：利用権設定）」御審議をお願いいたします。こちら農地中間管理事業の利用権設定の内容でございます。また、担当のほうが見えております。

議長 それでは、よろしく申し上げます。

農業振興課 議案第299号、糸島市農用地利用集積計画の審議についてということでございます。

糸島市農用地利用集積計画について説明をいたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画は、農地中間管理機構への貸付けでございます。通常ですと6月設定と11月設定の年2回なんです。今回につきましては地域集積協力金の関係で、いつもとは違う時期ですが、行っております。

これらの筆については、担い手の転貸が見込まれるものの集積計画でございます。

貸付開始日は、令和4年の2月28日になります。合計で69筆、18万3,448平米となっております。

これらの配分計画案につきましては、次の300号で説明いたします。

その農用地利用集積計画を定めるに当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものです。以上、よろしく申し上げます。

議長 ただいま説明がありました。
何か質問がありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 なかったら採決に移ります。

原案の利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の140ページをお願いいたします。
議案第300号「農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。こちらにつきましては、今御審議いただきました内容の配分計画案でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、説明をお願いします。

事務局 農用地利用配分計画案について御説明いたします。
この配分計画案は、先ほどの議案で集積が決定された約18.4ヘクタールの農地について、福岡県農業振興推進機構が転貸先の決定を行う際に必要となるものです。
内容としましては、圃場整備が終了して一時利用指定通知が発出されたため、今回地域の担い手に貸し付けるものでございます。
市がこの配分計画案を作成するに当たり、必要と認めるときは農業委員会の意見を聞くものとされておりまして、つきましては、地域の現状に詳しい農業委員の皆様、計画案の受け手が地域の営農活動と調和した農業経営を営むものかどうか御意見を伺うものです。
なお、受け手の権利設定につきましては、この総会后、2月末に機構が農用地利用配分計画を決定し、県知事の認可、報告を経て設定される予定です。以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第300号につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
利用配分計画（案）に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に移ります。

事務局

議案書の141ページをお願いいたします。

議案第301号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)」につきまして御審議をお願いいたします。

こちらにつきましては所有権移転の内容でございます。

それでは、説明をさせていただきます。

受付番号、番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

ページ変わります、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上4件でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。

何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に移ります。

利用集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

これで全ての議事が終了しました。
その他のほうに移ります。

事務局

今回、議案資料が多くございまして、別冊のほうになります。議案が終わりましたので、別冊のその他(報告)という冊子のほうを御確認いただきたいと思えます。

こちらで行きまして、143ページのあっせんてんまつにつきましては、一番最初の議案のほうで御説明いたしました部分でございます。

次に144ページでございますが、あっせん取下げがありましたので報告させていただきます。

次に145ページでございます農地対策委員会のB班で現地のほうへ行っております。御報告をよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、B班の報告をよろしく願います。

農業委員

農地対策委員会B班、現地調査報告について報告いたします。

調査日、12月1日に行いました。

番号1番から番号4番までは同じ方の土地利用者ということで、一緒に報告させていただきます。

ここ、4件とも同じ方が管理してあって、ちょうど調査時もクイモの収穫がございました。ほかの作付のほうも問題なく作付跡がありましたので、問題なしということにしております。

続きまして、番号5番です。

ここも見ますと、稲が終わった後でカブの跡がありまして、ちゃんと作付もしてありましたので、問題なしということとなっております。

番号6番ですけれども、ここは資材等が置かれておりましたので、文書の指導で行うということにしております。

7番は、ここは問題なしということになっておりますが、もう隣が宅地になっておりまして、その宅地造成のためここに重機が置かれているのがあったと思えますけれども、調査当時には、もう重機もなしにきちんとしてありましたので問題なしということです。

続きまして、番号8番ですけれども、擁壁とか何かがありまして、農地改良というか、何をやりたいのかということがはっきりしないのと、資材

等が置かれておりましたので、ここも文書等で確認をするということにしております。以上です。

議 長 それでは、次に行きます。

事務局 それでは、その他の資料で最後に11月分の農業経営改善計画の認定された分、計画更新になった分等が載っておりますので、2ページございます、御一読いただければと思います。

 それでは、議案書のほうの1ページ目に戻っていきまして、今後の日程でございます。

【資料に基づき説明】

 以上、今後の予定については以上でございます。

 それでは、閉会のほうに入ります。

 閉会の挨拶を職務代理人よりお願いいたします。

職務代理人 本日はどうもお疲れさまでした。

 これをもちまして、第34回糸島市農業委員会総会を終了いたします。

 なお、引き続きまして農地利用最適化推進会議となりますので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもお疲れさまでした。

 令和3年12月10日

 議長

1 番 内 野 敏 一

 議事録署名人

9 番 三 苦 幹 治

14番 松 尾 幸 子